

### 3 障害児部門の相談支援機能

#### ① 各種判定業務が中心となっている

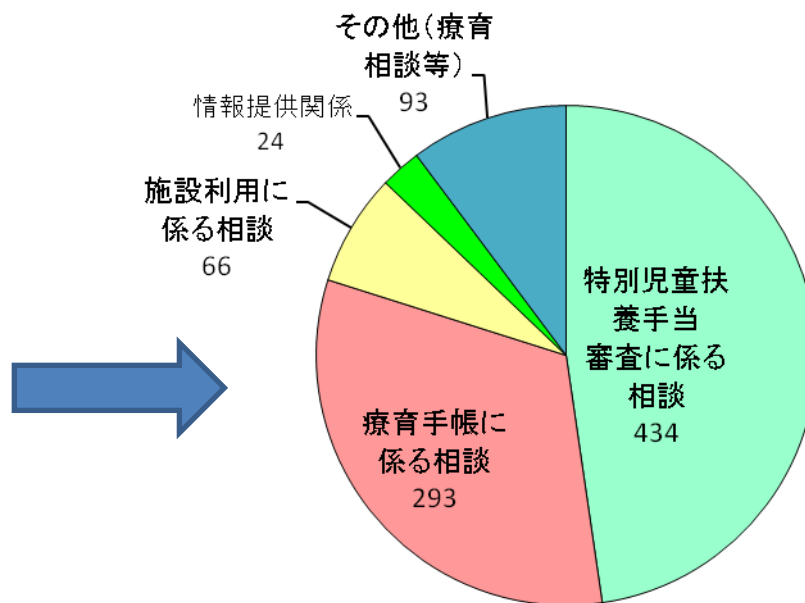
- ・相談の多くは、知的障害相談であるが、そのうち80%が特別児童扶養手当や療育手帳の判定に係る相談となっている。
- ・地域での巡回相談では、障害児への支援は、保育所・幼稚園の支援が中心となっている。(42件中40件)

#### ☆相談種別児童受付件数

相談種別		件数
障害 相談	① 肢体不自由相談	32
	② 視聴覚障害相談	4
	③ 言語発達障害等相談	142
	④ 重症心身障害相談	24
	⑤ 知的障害相談	910
	⑥ 自閉症等相談	3
育成 相談	⑦ 性格行動相談	50
	⑧ 適性相談	17

合計 1,182

#### ☆⑤知的障害相談(910件)の内訳



療育福祉センター調べ

## ② 障害児の保護者への支援

- 障害児相談については、保護者の心配や困りごとからスタートするため、保護者支援の充実が課題。
- 保護者支援は直接支援より窓口である市町村への支援、児童に直接かかわる保育士への支援などが多くなっている。
- 県福祉保健所のフォローアップ相談に、療育福祉センター相談担当職員(心理判定員)が、グレーゾーン児童や発達上心配のある児童に対して、親面接、児童発達(知能)検査、行動観察等を行い、親ガイダンス、発達評価、事後指導を実施している。  
(H21:98件)
- 相談通園部内に看護部の看護師が席を置き、随時、医療看護面の相談があった場合でも、機動的に対応できるようにしている。

(相談通園部)



(参考資料) 相談通園部の業務

中央児童相談所障害児部門の業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童の発達・療育相談に関すること</li><li>・ 障害児施設給付費・医療費の支給決定（及び措置決定）と保護者負担金に関すること</li><li>・ 特別児童扶養手当の認定に関すること</li><li>・ 療育手帳の新規・確認判定に関すること</li><li>・ 重症心身障害児の在宅指導に関すること</li><li>・ 市町村及び関係機関への支援、研修に関すること</li><li>・ 障害児の関係団体への支援、連携に関すること</li><li>・ 巡回相談の実施に関すること</li></ul>
身体障害者更生相談所業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 更生相談に関すること</li><li>・ 自立支援医療（更生医療）給付判定に関すること</li><li>・ 補装具費支給判定に関すること</li><li>・ 判定結果に係る情報提供に関すること</li><li>・ 市町村及び関係機関への支援、研修に関すること</li><li>・ 障害者の関係団体への支援、連携に関すること</li><li>・ 巡回相談の実施に関すること</li></ul>
知的障害者更生相談所業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 更生相談に関すること</li><li>・ 療育手帳の新規・確認判定に関すること</li><li>・ 施設入所調整会議に関すること</li><li>・ 判定結果に係る情報提供に関すること</li><li>・ 市町村及び関係機関への支援、研修に関すること</li><li>・ 障害者の関係団体への支援、連携に関すること</li><li>・ 巡回相談の実施に関すること</li></ul>

療育福祉センター(中央児童相談所(障害児部門))と関係機関との関係図

